矢板市省エネエアコン購入費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、矢板市省エネエアコン購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、矢板市補助金等交付規則（平成１４年矢板市規則第１８号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この要綱は、家庭用エアーコンディショナー（以下「エアコン」という。）の省エネ基準の引上げに伴い、購入及び買換えの需要が高まる一般家庭に対し、その支援を行うことで、家計の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　対象製品　省エネエアコン（別表に掲げるエアコン）で、補助金の交付決定日以降に購入及び設置が完了したものをいう。ただし、購入及び設置の完了期限は令和９年３月１９日までとする。

⑵　購入費用　対象製品及びその稼働に必要な附属品の費用並びに工事及び配送に係る費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む）をいう。ただし、既に使用していたエアコンの撤去、リサイクル及び処分等に係る費用は除くものとする。

⑶　中小店舗　矢板市内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有し、資本金が１億円以下の店舗をいう。

⑷　大型店舗　矢板市内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有し、資本金が１億円を超える店舗をいう。

（交付要件）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

⑴　申請日時点で矢板市に住民登録のある世帯の世帯主であること。

⑵　世帯主又は同一世帯員が､過去に「矢板市省エネ家電･給湯器購入費補助金」を受給していないこと。

⑶　世帯員全員が市税を滞納していないこと。

⑷　対象製品を申請人の住所地に設置すること。ただし、当該住所地に係る物件の所有者が申請人と異なる場合は、あらかじめ当該物件所有者の同意を得ること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

（補助対象経費）

第６条　補助対象経費は、別表に掲げる対象製品の購入費用とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請人」という）は、矢板市省エネエアコン購入費補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和８年１１月９日から令和８年１１月３０日までに市長に提出しなければならない。

⑴　見積書又は対象製品の購入及び設置に要する費用が分かる書類

⑵　対象製品の概要が分かる書類（製品カタログ、WEBページの写し等）

⑶　誓約書（別記様式第２号）

⑷　第４条第４号ただし書に該当する場合においては、省エネエアコンの設置に

係る住宅所有者の同意書（別記様式第３号）

⑸　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条　市長は、前条の書類を審査し、補助事業の目的及び内容が適当であると認めたときは、次に定めるところにより交付決定を行うものとする。

２　交付申請額の総額が予算額を超過したときは、交付決定前にデジタルツールを用いた無作為抽選により当選者を決定し、次の各号に定めるところにより通知するものとする。

⑴　当選者には矢板市省エネエアコン購入費補助金交付決定通知書（別記様式第４号。以下「決定通知書」という）により交付決定を通知し、落選者には矢板市省エネエアコン購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第５号）により結果を通知するものとする。

⑵　抽選結果の確定後は、結果を印刷及び製本の上、保管するものとし、閲覧希望者がいる場合には、申請人及びその世帯員に限り認めるものとする。

３　交付申請額の総額が予算額を超過しないときは、抽選を実施せず、申請人全員に交付決定を行い、予算残額については先着による随時受付に切り替えるものとする。

（事業内容等の変更）

第９条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる場合に該当するときは、遅滞なく、矢板市省エネエアコン購入費補助事業変更交付申請書（別記様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴　補助事業等の内容を変更しようとするとき。

⑵　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

３　市長は第１項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

４　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、矢板市省エネエアコン購入費補助金変更交付決定通知書（別記様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　補助事業者は、対象製品を購入及び設置した日から起算して３０日を経過する日又は令和９年３月１９日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（別記様式第８号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　補助金交付決定通知書の写し

⑵　領収書の写し

ア　対象製品の品名、型式、数量、単価及び合計金額

イ　販売店の名称及び所在地

ウ　領収日（補助金の交付決定日以降であること）

⑶　対象製品の設置状況が分かる写真（原則としてＡ４サイズの印刷用紙に印刷したものとするが、現像した写真を台紙に貼付したものでも差し支えない）

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告の省略）

第１１条　補助金の実績報告書の提出は、前条各号の書類の提出により設備導入の事実が明らかになったときは、当該書類の提出をもって実績報告書の提出に代えることができる。ただし、市長が必要と認める場合は、実績報告書の提出を求め

ることができる。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、矢板市省エネエアコン購入費補助金交付決定取消通知書（別記様式第９号）により通知するものとする。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　前号に掲げるもののほか、この要綱その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、矢板市省エネエアコン購入費補助金返還命令書（別記様式第１０号）により期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第１４条　補助事業者は、補助事業により取得した対象製品について、補助事業の完了後も注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得した対象製品を、市長の承認を受けないで補助事業の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合、補助金の交付の目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合又は天災その他補助事業者の責めに帰することができないやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

３　前項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）第１条第１項に規定する耐用年数とする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月２８日から施行する。

別表（第３条、第５条、第６条関係）

事業種別	対象製品	補助率	限度額
省エネエアコン購入費補助	エアコン（目標年度２０２７年度：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第１６５条の規定による統一省エネラベル２つ星以上の新品で、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品に限る。）	中小店舗にて購入した場合購入費用に１００分の６０を乗じた額以内	１申請につき中小店舗８万円
		大型店舗にて購入した場合購入費用に１００分の５０を乗じた額以内	１申請につき大型店舗６万円